

課題 03

なじみのホステスXに、Yは「Xが独立して店をだすときには、1000万円を援助するよ」と約束をした。Yの申し出に、Xはそれまで勤めていた店をやめて開業の準備をすすめた。

ところが、開店資金に不足が生じたXがYに対して1000万円を請求したところ、Yは「あれは君のハートを射止めるための殺し文句だ。」とあって、支払いを拒んだ。

①Xの請求は認められるか。Yが口頭で約束していた場合と1000万円を10回に分割して支払うという書面をXに渡していた場合とで違いはあるか。

②Yが500万円をXに支払った場合に、Xは残り500万円を請求できるか。Yが、XY間にはそのような支払いをする契約はなかったと主張して、支払った500万円の返還を求められることができるか。

[参考文献]

大判昭和10. 4. 25新聞3835-5「カフェー丸玉女給事件」

考えるヒント

①について、契約と合意（約束）には違いがあるのか。ある合意（約束）が契約であるのと、契約でないのとで、どのような点で違いがあるのか。どのような合意（約束）が法的に保護に値する約束＝契約なのか。売買の合意は契約の典型といわれるが、それはなぜか。

②について、本件約束も契約であり、取消ができないとして、現実的に支払いをさせることはできるか。

*ノート提出 上の①問題について答えなさい。

提出期限 8月31日（日）深夜0時まで

投票期限 9月3日（水）午前10時～9月8日（月）深夜0時まで